

(仮称) ENEOS株式会社 研究開発拠点建設事業 配慮市長意見(案)

○全般的事項

- ・配慮事項に対する配慮の内容や検討するとしている事項については、適切に事業計画に反映させてください。
- ・今後の事業の進展においては、本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう努めてください。

配慮指針に掲げられている 配慮事項	選定	事業者が配慮書で記載した 配慮の内容(概要)	配慮市長意見(案)
<p><b>(1)【周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮】</b></p> <p>計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。</p> <p>「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。</p> <p>また、脱炭素化の実現に向けて、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出抑制を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。</p>	○	<p><b>【計画区域の設定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自社所有の製造所敷地の転用である。</li> </ul> <p><b>【施設配置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・圧迫感の低減などに配慮し、高い建物を敷地中央部に配置し、その周囲に低層建物を配置する。</li> <li>・南西及び北西側にまとまった緑地を確保して運河側からの景観に配慮する。</li> </ul> <p><b>【生物の生息生育環境等の保全】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性を育むまとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等はなく、事業実施によるこれらの分断、改変はない。</li> <li>・緑化は、生物の生息生育環境等のつながりを意識して、地域にふさわしい緑の創造に取り組む。</li> </ul> <p><b>【温室効果ガスの抑制】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中は、エネルギー効率の高い建設機械や工事用車両の積極的な採用及び省エネ運転を実施する。</li> <li>・供用時は、高性能な省エネルギー機器の導入、エネルギーマネジメントシステムの採用によるエネルギーの効率的な運用など、事業の様々な場面で温室効果ガス排出の抑制に資するよう配慮する。</li> </ul>	なし
<p><b>(2)【環境資源等の現況把握】</b></p> <p>計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。</p>	○	<p><b>【現況把握】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画段階配慮書の作成を通じて、地域の概況について情報を収集し、現況の把握に努めた。</li> <li>・海沿いの工業施設や物流施設が織り成すダイナミックな景観の観光資源等への活用、工業集積地としての良好な操業環境の維持が求められていることに加え、敷地内の緑化や、防災力と減災力の向上、脱炭素化が要請されていることから、これらに配慮する。</li> </ul>	なし
<p><b>(3)【計画段階からの安全な工法等の検討、市民への情報提供】</b></p> <p>工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。</p>	○	<p><b>【工法・工程】【市民への情報提供】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な工法や工程等を検討すると共に、環境影響を低減するための最新技術を用いた保全対策等を検討し、近隣住民等への情報の提供に努める。</li> <li>・解体工事の事前調査にてアスベスト含有建材の存在が確認された場合は、法令等に基づいて適切に除去及び処分を行うとともに、市民への情報提供に努める。</li> <li>・原油を扱っていたことや臨海部の埋立地であることから、ベンゼン、砒素、フッ素などの基準値を超過する土壌の存在が想定される。土壌汚染対策法に基づく調査を行ったうえで、同法に基づいて処理することとし、汚染土壌のある位置の整備計画に合わせて措置を行う。</li> </ul>	なし

配慮指針に掲げられている 配慮事項	選定	事業者が配慮書で記載した 配慮の内容（概要）	配慮市長意見（案）
<b>(4)【環境形成に関する法令等の遵守】</b> 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。	○	<b>【法令等の遵守】</b> ・環境負荷の低減や水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守した計画とし、周辺環境に配慮する。 <b>【緑化】</b> ・計画区域で緑化率15%以上の緑化面積を確保する。 ・質の高い緑を十分に創出し、地域の魅力向上につなげる。 <b>【CASBEE横浜】</b> ・CASBEE横浜におけるAランク以上を目指すため、高性能な省エネルギー機器の導入等の環境負荷低減技術を取り入れる。	なし
<b>(5)【グリーンインフラの保全と活用、健全な水循環の創出】</b> 生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図るとともに、雨水の有効利用などによる健全な水循環の創出に努める。	○	<b>【グリーンインフラの活用】</b> ・質の高い緑を十分に創出し、定期的なメンテナンスを行い、適切な維持管理に努める。 ・緑を創出することで、生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、ヒートアイランド現象の緩和など、多様な機能を持つグリーンインフラの活用を図る。 ・従業員が交流の場として活用できるよう計画する。 ・車路や歩行空間での保水性舗装又は遮熱性舗装等の採用を検討する。 <b>【健全な水循環】</b> ・雨水の有効利用については、トイレ洗浄水等への利用などの可能性について検討を進める。	・来訪者の安全が確保されることを前提として、地域の方々が緑地の管理や活用等に接点をもてるような取組を検討してください。
<b>(6)【緑化等による生物の生息生育環境の確保、生物多様性の保全と創造】</b> 建物屋上や壁面、調整池などの工作物や、緩衝帯などの敷地の緑化を図り、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。	○	<b>【生物の生息生育環境の確保】</b> ・多くの人の目に触れる場所に緑を創出し、身近に様々な生き物を感じることが出来る場所を整備する。 <b>【緑化】</b> ・屋上緑化・壁面緑化を検討する。 ・「緑花」による季節感の演出や高木を多く採用することで緑陰空間を形成する。 ・まとまった緑地を設け運河側からの景観形成に努める。 ・潜在自然植生の他、郷土種を多く採用し、植栽する緑地の目的、建物による日陰や風当たりを予想して、植物を選定、配置する。	・既存の工場緑化や水辺環境を考慮して、生物多様性の観点から、良好な緑地の形成に努めてください。
<b>(7)【エネルギー使用の合理化、再生可能エネルギー等の活用】</b> 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用を努める。	○	<b>【エネルギー使用の合理化】</b> ・高効率熱源システムや高効率照明器具の採用を検討する。 ・遮熱高断熱複層ガラス等の採用を検討する。 ・外気冷房等による空調負荷の低減を検討する。 ・エネルギーマネージメントシステムの採用によるエネルギーの効率的な運用を検討する。 ・低炭素電気の選択を検討する。 ・今後の設計、建設段階で、積極的に新技術を導入するように検討する。 ・新技術が将来開発された場合、建物の設備更新に併せて当該新技術の導入を検討する。 <b>【再生可能エネルギー等の活用】</b> ・太陽光発電設備等による再生可能エネルギーの活用を検討する。	なし
<b>(8)【低炭素電気の選択、グリーン購入】</b> 使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めるとともに、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。	○	<b>【グリーン購入】</b> ・建設資材や設備について、グリーン購入に努める。 <b>【低炭素電気の選択】</b> ・継続的に二酸化炭素排出係数の低い電力の使用に努める。	なし

配慮指針に掲げられている 配慮事項	選定	事業者が配慮書で記載した 配慮の内容（概要）	配慮市長意見（案）
<b>(9)【運輸部門における二酸化炭素の排出抑制】</b> 次世代自動車の積極的な導入、充電器等のインフラ整備、公共交通等の利用促進などにより、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努める。	○	<b>【公共交通等の利用促進】</b> ・従業員の通勤には公共交通・次世代自動車等の利用を促し、二酸化炭素の排出抑制を図る。 <b>【充電設備等の設置】</b> ・駐車場内に電気自動車の充電設備の設置を検討する。 <b>【研究による貢献】</b> ・水素事業の推進に資する研究を行い、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に貢献する。	なし
<b>(10)【ライフサイクルを通じた温室効果ガスの抑制】</b> 建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して、また工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの抑制に努める。	○	<b>【温室効果ガスの抑制】</b> ・工事中は、解体、建設工事の過程において発生した廃棄物の分別の徹底、適正な処理、再使用及び再生利用の促進を図ることに加え、木材代替型枠やリサイクル材等のエコマテリアルの積極的な活用を検討を進める。 ・計画建物は耐震構造を採用し、耐久性の向上や長寿命化を図る検討を行う。 ・エネルギーマネージメントシステムの採用によるエネルギーの効率的な運用やライフサイクルを通して排出される温室効果ガスの抑制に努める。 ・今後の設計、建設段階で、積極的に新技術を導入するように検討する。 ・新技術が将来開発された場合、建物の設備更新に併せて当該新技術の導入を検討する。	なし
<b>(11)【ヒートアイランド現象の抑制】</b> 微気候に配慮し、人工排熱の抑制や緑化、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。	○	<b>【排熱抑制】</b> ・様々な省エネルギー対策により、建物からの排熱抑制に努める。 <b>【緑化】</b> ・南西及び北西側のスペースはまとまった緑地とする。 <b>【保水性舗装等】</b> ・車路や歩行空間での保水性舗装又は遮熱性舗装等の採用を検討する。	・まとまった緑地の形成に加えて、ヒートアイランド現象の抑制の視点から、さらなる芝生の設置や屋上緑化・壁面緑化を積極的に検討してください。
<b>(12)【周辺建物との連続性、後背地との調和】</b> 街の個性や街並みの特徴を把握し、工作物外観の色彩や材質、工作物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。	○	<b>【周辺環境との調和】</b> ・水際線を生かした緑の環境づくりや、潤いを感じられる水辺空間の形成を図る。 ・高い建物を敷地中央に配置し、低層建物を周囲に配置することで、ダイナミックさを残しつつ圧迫感を低減するなど、周辺環境や海への眺望・海からの眺望に配慮した配置計画とする。 ・色彩や材質において、環境との調和の取れた計画とする。	なし
<b>(13)【火災、爆発、バイオハザードの発生防止】</b> 火災、爆発、バイオハザードの発生を防止するとともに、周辺への影響に留意した土地利用や施設の整備に努める。	○	<b>【火災対策】</b> ・アナログ式感知器導入による注意表示警報を利用し火災の早期発見を図る。 ・オイルタンクの地下化を検討する。 ・消防法、横浜市火災予防条例等に基づき、各種消防設備を設ける。 <b>【薬品の取扱い】</b> ・消防法に基づく危険物の適正な取り扱いや保管、毒物及び劇物取締法に基づくセキュリティ運用管理の徹底を行う。 ・廃棄薬品・廃液は専門業者による引取を検討する。 <b>【バイオ技術を利用する実験室】</b> ・「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令」に基づく設備要件に従い、BSL-1、BSL-2の指定を行う。	なし
<b>(14)【製品の製造に用いる原材料の無害化】</b> 製品の製造に用いる原材料には、無害な原材料又は有害性の低い原材料を選択する。	×	<b>【製品の製造に用いる原材料の無害化】</b> ・計画建物は研究施設のため、製品の製造は行わない。	なし

配慮指針に掲げられている 配慮事項	選定	事業者が配慮書で記載した 配慮の内容（概要）	配慮市長意見（案）
<p><b>(15)【低公害な設備の導入や高効率の公害防止施設の設置】</b> 最新の技術を用いた低公害な設備の導入や、高効率の公害防止施設を設置することにより、製造工程等で発生する大気汚染物質、水質汚濁物質、悪臭、有害化学物質、土壌汚染物質等を抑制する。</p>	○	<p><b>【排気】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染防止法等に基づき適切な処理を行う。</li> <li>・実験系からの排気に関しては、熱源機器を低公害型とすることで、窒素酸化物等の発生を抑制する。</li> <li>・排ガスの排出基準値は、横浜市と環境保全協定を締結し、協議の上、設定してこれを遵守する。</li> </ul> <p><b>【排水】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質汚濁防止法等に基づき適切な処理を行う。</li> <li>・実験系排水は、排水処理設備にて適切な処理を行い、水質汚濁の防止に努める。</li> <li>・排水の排出基準値は、横浜市と環境保全協定を締結し、協議の上、設定してこれを遵守する。</li> </ul> <p><b>【土壌汚染防止】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬品類や廃棄物の取り扱いに十分注意し、保管場所・使用場所の床を耐薬品性にする、防液堤を設置すること等により、薬品類の地下浸透防止を図る。</li> </ul> <p><b>【騒音・振動】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工業専用地域に立地しているが、騒音・振動を発生する施設から敷地境界までには十分な距離を確保することで、近接する住宅等があることを留意する。</li> </ul>	なし
<p><b>(16)【ばい煙排出量を極力現状以下】</b> ばい煙発生施設を更新あるいは増設する場合には、窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじんの排出量（年間排出量）を極力現状以下にする。</p>	×	<p><b>【ばい煙】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ばい煙発生施設を更新、増設は行わない。</li> <li>・既存の中央技術研究所の機能を移転することから、窒素酸化物等の排出量は、現状以下とする。</li> </ul>	なし
<p><b>(17)【排水汚濁物質排出量を極力現状以下】</b> 排水を排出する施設を更新あるいは増設する場合には、COD、BOD、SSの排出負荷量（年間排出量）を極力現状以下にする。</p>	×	<p><b>【排水】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水を排出する施設を更新、増設は行わない。</li> <li>・既存の中央技術研究所の機能を移転することから、汚濁物質の排出量は、現状以下とする。</li> </ul>	なし
<p><b>(18)【厚生施設や広場等の市民開放】</b> 体育館やテニスコートなどの厚生施設や広場等は、可能な限り市民開放を行う。</p>	○	<p><b>【土地利用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東側にテニスコートや体育館を設置し、可能な限り地域の方々にも開放することを検討する。</li> <li>・情報発信・ホール棟は事業や商品を紹介する場として、来所者や社外に向けて公開する。</li> <li>・移転前の中央技術研究所では、近隣の小学校を対象に定期的に「ENEOS子ども科学教室」を開催しており、移転後も同様のイベントを開催することを検討する。</li> </ul>	なし
<p><b>(19)【施設・文化財の移転、地域分断の回避】</b> 地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避ける。</p>	×	<p><b>【施設の移転、文化財の消滅・移転】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の住民に親しまれた施設の移転や、文化財の消滅・移転はない。</li> </ul>	なし
<p><b>(20)【周辺地域の地下水涵養機能への配慮】</b> 雨水浸透施設の設置や緑化、湧き水の保全により地下水の涵養を図る。</p>	×	<p><b>【地下水涵養】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画区域は臨海部の埋め立て地のため、地下水位が高いことから、雨水浸透施設の設置は行わない。</li> </ul>	なし
<p><b>(21)【廃棄物の発生抑制等】</b> 廃棄物等の発生抑制、再利用及び再生利用を図る。</p>	○	<p><b>【廃棄物の抑制等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・解体、建設工事の実施に当たっては、コンクリート廃材や建設汚泥等の建設廃棄物の発生抑制、減量化及び資源の循環的な利用促進に努める。再利用、再生利用できないものについては、適正に処理を行う。</li> <li>・工事中は、木材代替型枠やリサイクル材等のエコマテリアルの積極的な活用を検討する。</li> <li>・供用時は、廃棄物の発生抑制や分別排出を徹底する。</li> </ul>	なし

配慮指針に掲げられている 配慮事項	選定	事業者が配慮書に記載した 配慮の内容（概要）	配慮市長意見（案）
<p>(22) 【地震や液状化等の災害に対する安全性への影響】</p> <p>地震やそれに起因する液状化等の災害に対して、安全性への影響を計画段階から検討する。</p>	○	<p>【地震等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画建物を耐震構造とすることで地震に強い建物とし、防災性の強化に貢献する。</li> <li>・廃油タンク及びオイルタンクは、必要な強度をもたせることにより、自重、貯蔵する危険物の重量、地震の影響等によって生じる応力及び変形に対して安全なものとする。また、水密コンクリート又はこれと同等以上の水密性を有する材料で造る等の措置を講じることにより、雨水、地下水等の内部への侵入防水を図る。</li> <li>・廃油タンク及びオイルタンクは、危険物の貯蔵量変化や周囲の可燃性ガスを常時監視することにより、危険物の漏れを検知する設備を設ける。</li> </ul> <p>【浸水】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画建物の共用部非常発電設備を屋上に設置する。</li> <li>・防災備蓄倉庫の整備、電気・通信諸室といった重要諸室は防水扉の設置などを検討する。</li> </ul> <p>【液状化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計段階でボーリング調査を実施し、調査結果を把握した上で具体的な対策を検討し、実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・液状化については、側方流動の可能性も考慮した上で検討し、必要に応じて対策を講じてください。</li> </ul>

環境情報提供書の概要【総数0件】	なし
------------------	----